

広報

とよおか



ちびっこ鬼が登場! 節分豆まき(南保育園)

ずっと ふるさと、もっと とよおか。

3

平成30年
月号
VOL.324

おしらせ宅配便2ページ
フォトリポート4ページ
元気が大好き♪6ページ
笑顔きらきら子育てひろばです7ページ

こんにちは農業委員会です8ページ
だいち便り9ページ
くらしの情報10ページ

平成29年分の申告書や申請書などにはマイナンバーの記載が必要です！

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い申告手続きなどにはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

（役場で申告される場合は、必ずコピーをとらせていただきます。）

- マイナンバーカードをお持ちの方 マイナンバーカードのみで番号確認と本人確認ができます。
- マイナンバーカードをお持ちでない方 個人番号が確認できる書類+本人確認書類が必要です

個人番号が確認できる書類	本人確認書類
<ul style="list-style-type: none"> ・通知カード ・マイナンバーの記載のある住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 <p style="text-align: center;">などのうちいずれかひとつ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・在留カード ・各障害者手帳 ・パスポート ・公的医療保険の被保険者証 <p style="text-align: center;">などのうちいずれかひとつ</p>

必要書類についてご不明点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

平成30年 申告相談日程・会場（地区別）					
月	日	曜	会 場	割当地区	
				午前(9:00~12:00)	午後(1:00~4:00)
2	21	水	堀越区民会館	胡芝・西部・中空	上垣外・駒沢・東 宮浦ヶ沢・堂平
2	22	木	佐原区民会館	上佐原・長沢	下佐原・笹久保
2	23	金	壬生沢福島集落 拠点施設	壬生沢西・壬生沢東 壬生沢南・壬生沢北	寺島一・寺島二 本村・千駄木・奥内
2	24	土			
2	25	日			
2	26	月	豊丘村役場	滝川・市ノ沢	筏・柄山日影
2	27	火	豊丘村役場	北垣外・八王子	寺垣外・中部二
2	28	水	豊丘村役場	中部三・中部	地藏道
3	1	木	豊丘村役場	中芝	中平
3	2	金	豊丘村役場	予備日	
3	3	土			
3	4	日	豊丘村役場	平日の申告が困難な方	
3	5	月	豊丘村役場	柿外土	北市場一
3	6	火	豊丘村役場	城・山田	北市場二
3	7	水	豊丘村役場	北村	北市場三・豊丘団地
3	8	木	豊丘村役場	南市場	林原・木門
3	9	金	豊丘村役場	林里一	林里二
3	10	土			
3	11	日			
3	12	月	豊丘村役場	北入・上村	上市場・古畑 古瀬
3	13	火	豊丘村役場	下市場	伴野原・大柏
3	14	水	豊丘村役場	小園	
3	15	木	豊丘村役場	予備日	

※割当日時に都合の悪い方は、どの会場にお出かけいただいても結構です。
※3月4日(日)の申告相談は午前中のみ行います。混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお出かけください。

平成30年度 村税・使用料等の納入日・口座振替日・納期限			
月	納入日	口座振替日	納期限
4月	4月26日(木)	4月27日(金)	5月1日(火)
5月	5月29日(火)	5月28日(月)	5月31日(木)
6月	6月28日(木)	6月27日(水)	7月2日(月)
7月	7月26日(木)	7月27日(金)	7月31日(火)
8月	8月28日(火)	8月27日(月)	8月31日(金)
9月	9月27日(木)	9月27日(木)	10月1日(月)
10月	10月30日(火)	10月29日(月)	10月31日(水)
11月	11月28日(水)	11月27日(火)	11月30日(金)
12月	12月26日(水)	12月25日(火)	12月25日(火)
1月	1月29日(火)	1月28日(月)	1月31日(木)
2月	2月26日(火)	2月27日(水)	2月28日(木)
3月	3月28日(木)	3月27日(水)	4月1日(月)

健康と福祉のつどい 開催のお知らせ

豊丘村役場健康福祉課と豊丘村社会福祉協議会では、「健康と福祉のつどい」を次の日程で開催します。

■日時
3月4日(日)
13時半～15時半

■場所
豊丘村保健センター2階

■日程・内容

- ①おいしい減塩
- ②認知症ケアパスについて
- ③高齢者向け有償生活支援について
- ④運動で健康づくり

講師
14:05～
14:25～

牧内隆雄氏(健康運動士)
※動きやすい服装でお越しください。

■お問合せ
健康福祉課
☎35-9061
社会福祉協議会
☎35-1122

地デジ・BS放送再送信機器更新に伴う 停波のお知らせ

再度、STBのリモコンで「BS12チャンネル」を選択し、視聴できることを確認してください。①、②の操作をしていただけないと、BS放送が視聴できなくなります。

■切り替え工事日
平成30年4月5日(木)

■停波時間
午前0時～6時

■お問合せ
総務課広報係
☎35-9052

村営ケーブルテレビ再送信機器老朽化のため、平成30年4月から榎田ケーブルテレビの再送信機を共同利用いたします。

切り替え工事では、接続ケーブルの取り外し等を行うため、工事の間は地上デジタル放送とBS放送が視聴できなくなります。大変ご不便をおかけしますが、ご理解ください。

BS放送をケーブルテレビ専用チューナー(STB)でご覧いただいている方は、お手数ですが工事日までに必ず次の操作をしてください。

- ①3月20日(火)～4月4日(水)までの間に、STBのリモコンで「BS12チャンネル」を選択し、視聴できることを確認してください。「BS12チャンネル」を視聴できない場合は、チャンネル未設定の可能性があるので、広報係へお問合せください。
- ②4月5日(木)午前6時以降(切り替え工事完了後)に



総務課 広報係
☎35-9052

戦没者等のご遺族の皆様へ

第十回特別弔慰金の請求期限が近づいています。
平成30年4月2日までに、ご請求ください。

請求期限を過ぎると、第十回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

■支給対象となる方
平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者の妻や父母等)がいない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族一人に支給されます。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

■支給内容 国債名称 第十回特別弔慰金国庫債券 い号 額面 25万円(5年償還)
■請求窓口 健康福祉課福祉係 担当:元島・吉川 ☎35-9060



りんごっ子公園で焼きも大会 公園の掃除をしてレクリエーションも

河野りんごっ子公園では1月14日に河野区と公民館第一分館主催の焼きも大会が開かれ、親子を中心に約70人が参加して焼きもを楽しみました。

開会式の後、参加者全員で公園内の掃除を行い、集まった落葉で焚火をしました。しばらくしてオキが出来ると持ってきた芋を入れました。

焼き上がるまでの間、子どもたちは「クッパ」という的当て・陣取りゲームを体験しました。子どもたちはルールを覚えてもらい、楽しんでいました。

この他、竹の棒にハン生地を巻いて焼く手作りパンにも挑戦しました。

こうしている間に芋が焼き上がり、参加者たちは用意された豚汁と一緒に味わいました。

この日は長く晴れたものの風が冷たく、ホクホクの焼きもと温かい豚汁が一層おいしく感じられました。



南小学校スキー教室

南小学校ではスキー教室を、1月26日に駒ヶ根高原スキー場で行い、児童たちは上達を目指してレッスンを受け、元氣いっぱい1日を楽しみました。

この日は、青空が広がる良い天気となり、ゲレンデには児童たちの元氣な姿が広がりました。講習は児童の学年とレベルごと作られた班に分かれて行われ、スキー場のインストラクターから技術を学びました。入念に準備体操をすると、スキー教室に初めてきた3年生はスキー板の装着の仕方から教わりました。また、転び方や歩く練習をしました。スキーに慣れてくると、緩斜面をボーゲンで滑りストップする練習をしていました。

高学年の中には上達している児童も多く、列をなしてゲレンデを滑る姿も見られました。

児童たちは昼食をはきみ、午後2時過ぎまでスキーを楽しみました。



新春賀詞交歓会 決意新たに飛躍を誓い合う

豊丘村経営者協議会主催の新春賀詞交歓会が、1月10日に開かれ、各種団体の代表者らが一堂に会し今年の飛躍を誓い合いました。

この交歓会は「新年の挨拶を交わし、親交を深めよう」と毎年開かれており今年約120人が出席しました。

乾杯の音頭で祝宴が始まると出席者同士で情報交換をしたり、今年の展望などを語り合う姿があちこちで見られました。

今年は特に4月開業予定の「道の駅」が話題になっているようでした。



行政改革推進懇談会 意見書提出

村の行政改革推進懇談会では、1月25日に下平村長に意見書を提出しました。

この日、村長室に訪れたのは、委員会の会長・副会長を務める村澤房治さんと丸山恒夫さんで、懇談会としての意見書を下平村長に手渡ししました。

会議では、大綱に定める業務戦略、組織戦略、財政戦略の3つの実施計画について、様々な視点から具体的な意見や要望が挙げられました。

意見書を受取った下平村長は、こうした意見を基にこれからの村政を進めていきたいと話しました。



道の駅株主募集説明会 出資者には所得税控除や優待も

道の駅南信州とよおかマルシェの株主募集説明会が1月中旬に3回開かれ、関係者が会場に集まった出席者に対して、経営方針や収支見通しなどを説明し出資の協力を求めました。

会では、個人の出資者について、居住地は問わず、一人一口1万円所得税の控除対象となる事。出資者に対して株主優待が予定されている事などが説明されました。

建設工事が終盤を迎えている道の駅は3月中旬にはほぼ完成し、4月に入るとスタッフの研修などを始め、同月27日の開業を目指します。



南保育園節分豆まき 子どもたちが鬼を退治

村内の保育園では節分前日の2月2日、園児たちが元氣よく豆まきを行い、鬼を追い払いました。

このうち南保育園では、遊戯室に鬼が登場。園児たちは「鬼は外、福は内」と叫びながら、新聞紙で作った豆を元気に投げつけていました。

園児たちの力に負け鬼が退散すると、笑い声とともに福の神が登場。園児たちに笑顔と幸福の素をプレゼントしました。

この日、保育園の昼食には節分に因んで恵方巻が登場し、園児たちは喜んで食べていたという事でした。



こんにちは！ 笑顔 きらきら 子育て広場 です

子ども課
子育て支援係
子育て支援専門員 多田・仲宗根
(☎ 35-9078)

みんなで あつまろう あったまろう！ ～信州あつたがシェア～

信州あつたがシェアとは、暖かく快適に過ごせる施設や場所、イベントへ出掛け、利用したり楽しんでいけることにより、暖かさを分かち合い（シェアし）、節電につながる取組です。子育て支援センターでは、家庭の暖房を止めて遊びに来てくれる親子の皆さんが快適に過ごせるよう、暖かくしてお待ちしています。



毎月第4週の水曜日に行われている「スレンダーヒクス」体を動かして体の中から暖かくなろうと音楽に合わせて♪ワンツー！ワンツー！♪

寒い中、子育て支援センターへ遊びに来てくれた親子の皆さん「あー、暖かくていいねえ。」と喜んで遊んでいます。体も心もほっかほっか～！

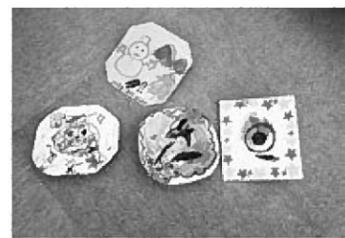


親子でお正月あそびをしまよ！ <3歳親子びよんびよん広場>

1月のびよんびよん広場では、親子でお正月あそびをしました。紙に絵を描いて好きな形に切り、ビー玉を張り付けたビー玉こま。手で簡単にくるくるとまわるので、親子で大喜びでした。その後、大きなかるたを使って「ジャンボかるた取り大会」をしました。季節の歌の絵が描いてあるかるた。曲が流れると「何の歌だったかな？」と親子で考えながら絵を見てかるたを取って楽しみました。



「どんな模様にしようかな～？」
「くるくるまわると綺麗かな？」



いろいろな形のビー玉こま
回ると絵が変わるんだよ！



「あつた！」とおかあさんよりも早くかるたを取る子ども達！

心の鬼を追い出したよ！ <1歳親子っこり広場>



節分の日に向けて鬼の帽子を作りました。おかあさんと一緒に鬼のパンツに模様を描き折り紙を丸めて豆に見立て「鬼は外！」と楽しんでいました。節分の日には親子で作ったかわいい鬼の帽子で元気よく豆まきをして下さいね。



平成30年度に実施する各種検診の申し込みを受け付けています。各世帯に配布しました「平成30年度豊丘村各種検診申し込み書」に記入し、全世帯の提出をお願いいたします。
提出期限…3月30日(金)
提出方法…役場窓口の投函箱・役場夜間ポストか、お近くの役場職員にお渡しください。

各種検診を受けましょう

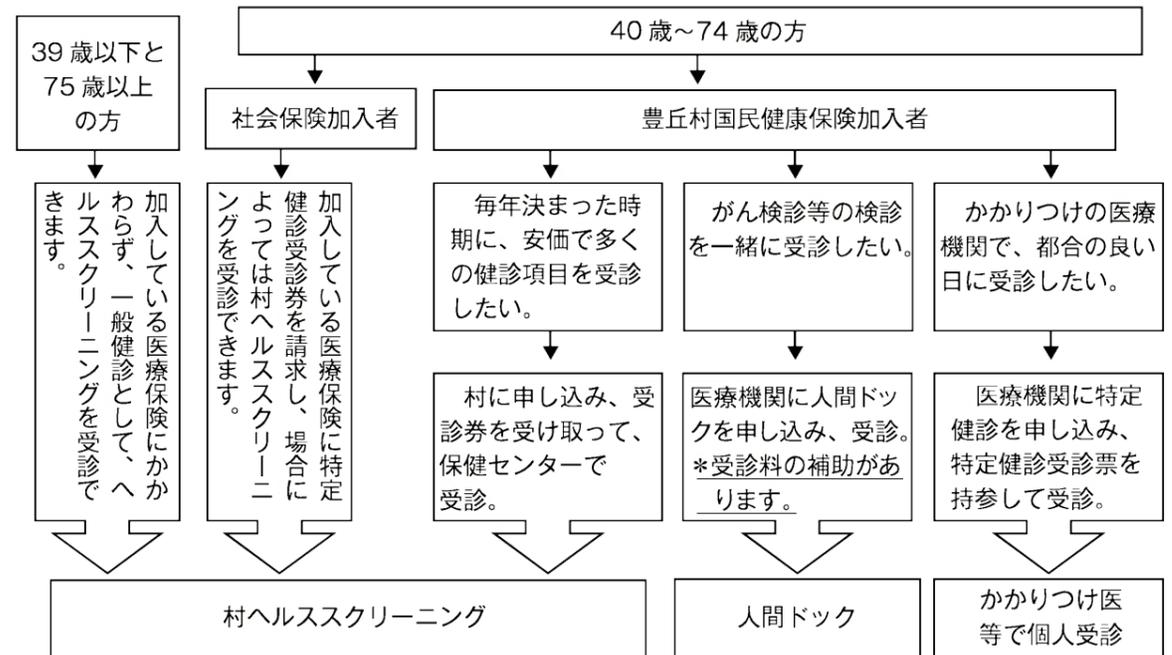
生活習慣病の予防は「特定健診」から

40歳～74歳の方には、加入されている各医療保険者が、特定健診を実施しています。特定健診は、生活習慣病を自覚症状のないうちから予防し、早期に発見して必要な治療につなげていく第一歩です。年に1回は必ず受診するようにしましょう。
なお、39歳以下の方と75歳以上(後期高齢者医療保険加入者)の方には、村で実施する集団健診(ヘルスクリーニング)をお勧めします。若いうちから、また年をとっても、自分の身体の状態を定期的に確認しましょう。

健康とよおか21

元気が大好き♪

健康福祉課保健衛生係
☎ 35-9061



がん検診も忘れずに
早期のがんなら半分以上は完治し、早期であればあるほど治る確率は高くなります。進行がんでは半分近くが命を落とす胃がんでも、早期ならほぼ100%治るようになってきています。
どんなに健康的な生活を行っていたとしても、老化や免疫力の低下によって、誰もががんになる恐れがあります。ですから、自覚症状のないがんを早期に発見するためには、検診が大切なのです。
胃がん・肺がん・大腸がん検診は毎年、子宮頸がん・乳がん検診は2年に1回の受診が必要です。

交流センター だいち 便り



No.195

交流センターだいち
電話 34-2520
FAX 34-2521
電子メールアドレス
npo@toyooka-daichi.jp
ホームページ
http://www.toyooka-daichi.jp

●**棚田オーナー**
福島地区にあります棚田では、地域を守り維持管理をお手伝いして頂けるオーナーさんを今後募集していきます。農業体験を行いながら、棚田の保全活動と地域の皆さんとの交流を通じて地域活性化が図られる取り組みです。田植えや稲刈りなどの体験希望者

●**りんごの木オーナー**
りんごの木オーナーは、『つがる・シナノスイート・シナノゴールド・王林・陽光・ふじ』の6品種から選択できます。金額は品種によって異なりますが、17,000円〜25,000円です。日程は開村式が5月3日(木)、収穫祭がつがるの9月9日を皮切りに11月まで品種ごとに開催します。

も合わせて募集していきます。料金は20,000円。収穫した米10kgを1袋か清酒「牡丹獅子」一升瓶1本を買えます。

●**じゃがいもオーナー**
手軽に植え付けと収穫を楽しめます。料金は25株で3,000円です。植え付けは、男爵・キタアカリ・メークインの3品種から選べます。植え付けから収穫までの管理はだいちで行います。植え付けは4月上旬。収穫は7月で計画しています。



●**家庭菜園で野菜作りをしませんか**
だいちではガーデン小園の家庭菜園利用者を募集しています。4月1日から来年の3月31日までの1年間です。1区画(50㎡)で料金は2,000円です。耕起は管理機を利用できます。詳しくはだいちまでお問い合わせください。

●**きのこの原木販売予約**
きのこの原木の販売予約を3月より開始します。200本限定で、4月頃販売予定です。希望者はだいちまでご連絡ください。

●**栗の剪定指導会開催**
栗の剪定時期になりましたが、昨年2月10日に指導会を開催したところ、幼木の一部に寒さで凍みが入り枯れる事例が出ました。本年度は3月中旬に剪定・防除指導会を開催する計画です。日程・場所などは有線を通じて連絡いたします。なお、成木については順次剪定を始めてください。

●**いちご狩りが始まりです**
豊丘にあるいちご農家では、いちご狩りを3月3日(土)より開始します。小学生以上1,600円・未満1,300円・2歳以下無料の料金設定です。この金額は4月8日まで、以降は価格設定が替わります。甘くおいしい章姫を食べにきまておいしいうちを食べてください。3日前までの事前予約が必要です。お申込みはだいちまで、お問い合わせください。

●**剪定枝の収集について**
果樹などの剪定枝を消炭にして、畑に戻す取り組みを通じて、土壌改善と温室効果ガスである二酸化炭素を少しでも出さない活動を行っています。火災予防や農作業軽減のために活用ください。なお、選定枝は結束して出してください。3月25日まで受け付けます。

こんにちは 農業委員会 です

農業委員会事務局 (産業建設課 農政係 ☎35-9056)

◆農地の相続については「農業委員会への届出」が必要です

相続などで農地法の許可を受ける必要がない農地の権利を取得した場合には、農地のある市町村の農業委員会に、その旨を届け出ることが義務付けられています。

また、農地に限らず相続登記は早めに済ませましょう。被相続人名義のままでは、その不動産の所有権移転等ができません。相続登記をしないまま長期に放っておくと、相続人にさらに相続が発生するなどして、遺産分割協議に加わる人の数が増え、協議がまとまりにくくなる可能性があります。

◆ストップ!! 無断転用 ~農地には転用許可が必要です~

農地を農地以外の用途に変更(農地転用)するには、農地法に基づく許可が必要です。無断転用した場合は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人の場合は1億円以下の罰金)に処せられます。

◆農地の適正利用にご協力をお願いいたします

耕作放棄地は、雑草の繁茂や病害虫の発生源に留まらず、ゴミの不法投棄や火災の要因になるなど周辺へ悪影響を及ぼすこととなります。農地が遊休化した場合でも、保全管理として草刈りなどを行うよう農地の適正利用にご協力ください。

◆予約制3月農地相談のご案内

農業委員会では、毎月1回、農地相談を行っています。農地を貸したい、米や野菜を作りたい、果樹栽培をしたいなどのご相談がありましたらお気軽にご利用ください。また、農業者年金相談も承ります。3月の相談日は、3月12日(月)午後5時30分からです。相談をご希望の方は、当日の正午までに、農業委員会事務局(産業建設課 農政係 ☎35-9056)へお申し込みください。

◆農地情報

以下の農地で、耕作者(借り手)を探しています。

No.	農地所在	現況	面積(m ²)	備考
1	河野(三次原)	畑	502	柿畑(無償での貸借も可)
2	河野(中平)	田	1,226	水稲(柿、野菜など畑への変更も可)
3	河野(河野新田)	田	2,787	水稲
4	河野(河野新田)	田	2,999	水稲
5	伴野(小園)	畑	341	野菜
6	伴野(小園)	畑	875	※No.5・6は隣接する農地です
7	伴野(小園)	畑	292	野菜
8	伴野(小園)	畑	265	※No.7・8は隣接する農地です

※詳細については、農業委員会事務局へお問い合わせ願います。また、農地を売りたい方、農地を貸したい、借りたい方は農業委員会事務局へお知らせください。

情報

司法書士による『その請求に困ったら』無料相談会開催のお知らせ

長野県司法書士会

◇無料相談相談会(要予約)

- ・期日 平成30年3月17日(土)
 - ・場所 長野県司法書士館2F 長野市妻科399番地
 - ・時間 午前10時～午後4時
 - ・予約受付電話 ☎026123217492
 - ・予約受付時間 月曜日～金曜日(平日) 午前9時～午後5時
- (予約なしでも可能な限り対応しますが、予約が優先です)

◇電話無料相談
・電話番号 ☎012014481788 (フリーダイヤル)

▽相談例

- ・昔の借金の請求が来ているが払わないといけないだろうか?
 - ・認知症の父に借金の請求が来ている。
 - ・完済したはずの借金について、回収委託を受けた弁護士から請求を受けている。
 - ・夫の借金について自分にも支払う義務があるか。など
- ◇お問合せ先
長野県司法書士会
☎026123217492
月曜日～金曜日(平日)
午前9時～午後5時

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

飯田年金事務所

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限一年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

■所得のめやす
118万円+(扶養親族等の数×38万円)

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月始めに再申請の用紙が届きます。引き続き、学生納付特例制度の申請をご希望の場合、

平成30年4月から
国民健康保険制度が変わります

国民健康保険を従来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、**都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました**

新たな仕組みイメージ

国保加入者
市町村
市町村
市町村

都道府県が市町村ごとに決定した国保標準納付金を市町村が納付
長野県
国保料(税)を納付
保険給付に必要な費用を、金額、各市町村に支払う(交付金の交付)

新たな仕組み

都道府県と市町村の役割分担

- 都道府県は、国民健康保険の財政運営の責任主体として、国民健康保険の収入と支出を管理します。
- 市町村は、従来どおり、住民との身近な関係の中で、保険料(税)の徴収、徴収、被保険者証の発行、保険給付の決定、支給等を行います。

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
・ 財政運営の責任主体	・ 国民健康保険料金を都道府県に納付
・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・ 納付を協理(徴収課等)の業務
・ 市町村ごとの標準保険料率を決定・公表	・ 標準保険料率等を参考に保険料(税)率を決定、保険料(税)の徴収・徴収
・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い	・ 保険給付の決定、支給

合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

★納付を猶予されている方で、平成30年度も申請される方へ

学生納付特例制度により、既に平成29年度に保険料納付を猶予されている方で、平成30年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

項を記入し返送いただくことにより、平成30年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。)引き続き学生納付特例制度をご希望の場合、ご活用ください。

◇お問合せ先
飯田年金事務所
☎2213641

軽自動車税・自動車税の廃車・名義変更の手続きはお済みですか?

税務会計課 税務係

軽自動車税・自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に年税額が課税され、その年度1年分を納めていただきます。下取りや譲渡等をして軽自動車や自動車を手放しても、3月31日までに所定の場所での廃車・名義変更手続きが完了しないと、平成30年度の軽自動車税・自動車税は元の名義人に課税されます。手続きをすれば、翌年度以降は新しい名義人に課税されますので、お早めに手続きをしてください。

■お問合せ先
軽自動車税について

今月の納税

「税に関するポスター入選作品」

豊丘南小学校 6年 細田 隆臥さん

この作品は南信県税事務所飯田事務所長賞です。

口座引落日	3月27日(火)
納入日	3月28日(水)
納期限	4月2日(月)

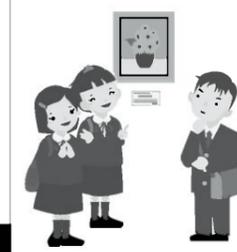
- ・ 集合税 10期
- ・ 下水道料 2・3月分
- ・ 有線使用料 2・3月分
- ・ 保育料 3月分
- ・ 介護保険料(普通徴収分) 3月分
- ・ 後期高齢者医療保険料(普通徴収分) 3月分

■引落日の前営業日までに口座をご確認ください。

■口座の変更や内容の追加は、引落しの前月までにお願いします。

税務会計課 税務係 ☎35-9051

税務会計課 税務係
☎026123517051
長野県総務部税務課
自動車税係



解体直前 アーティスト・イン・レジデンス in 長野県信濃美術館

県内外から公募した若手作家が、解体工事直前の信濃美術館で公開制作・作品発表を行います。

期間中は、子どもから大人までご参加いただけるワークショップも開催します。

- 公開制作：3月5日(月)～3月23日(金)
- 発表：3月24日(土)～3月31日(土)
- 休館：毎週水曜日(ただし、3月21日(水・祝)は開館、翌22日(木)休館)
- 開館時間：9時～17時(入館は16時30分まで)
- 観覧料：無料

【お問合せ】 長野県信濃美術館 ☎026-232-0052

定例相談 ●秘密厳守・相談無料●

<h4>行政相談(定例)・くらしの相談</h4> <p>☐日時 3月26日(月)午後7:00～9:00</p> <p>☐場所 介護予防拠点施設「はつらつ」</p> <p>☐相談員 行政相談委員(福澤英夫)、民生児童委員</p> <h4>行政相談(随時)</h4> <p>☐相談員 福澤英夫(行政相談委員)(自宅 TEL35-5932)</p> <p>☐内容 国の仕事など行政全般に対する苦情や要望など</p> <h4>高齢者福祉</h4> <p>各地区の民生児童委員 健康福祉課福祉係 (TEL35-9060)</p> <h4>在宅介護・介護保険制度</h4> <p>☐在宅介護に関する相談 地域包括支援センター(TEL35-9064)</p> <p>☐介護保険料及び納入方法に関する相談 健康福祉課介護保険係 (TEL35-9060)</p>	<h4>障がい者福祉</h4> <p>☐障がい者の生活・障害者手帳・支援費制度・補装具・各種手当等に関する相談 健康福祉課福祉係 (TEL35-9060)</p> <p>☐身体障がい・知的障がいに関する相談 飯伊圏域障がい者総合支援センター(TEL24-3182)</p> <p>☐精神障がいに関する相談 南信地域生活支援センター(TEL56-8732)</p> <h4>児童福祉・子育て</h4> <p>☐児童福祉・子育てに関する相談 健康福祉課福祉係・子育て支援センター(TEL35-9060)</p> <p>☐18歳未満の子どもに関する相談 飯田児童相談所(TEL25-8300)</p> <p>☐心身の発達に障がいや遅れのある就学前のお子さんの相談 飯田市療育センターひまわり(TEL23-6097)</p>	<h4>人権問題</h4> <p>●飯田人権擁護委員協議会(TEL22-0045) (豊丘村人権擁護委員:松下泰見・宮下純子)</p> <h4>労働相談</h4> <p>●南信労政事務所 【午前8:30～午後5:15】 (TEL0265-76-6833伊那市)</p> <h4>結婚相談</h4> <p>●愛ねっと北部(北部地区結婚相談所) ☐開所日:月～金、第2・第4土・日曜(午後1時～午後6時) ※事前予約制</p> <p>☐場所:ゆめあるて北側 TEL34-2322, FAX34-2516</p> <h4>遺言相談</h4> <p>☐日時 月～金【午前9:00～午後5:00】</p> <p>☐場所 飯田公証役場(TEL23-6502)</p>
--	--	---



☆おにだぞー!!!



☆おには～そと!ふくは～うち!



☆ゆきだるまつくろ～♪



☆やつほー、(^o^)! おもしろいな～!



☆あ～～どこまでもすべっちゃう～～～?



☆登喜和会のみなさんと、すあま作りたのしかつたよ?

在籍園児数 H30. 2. 1現在

	未満児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
北 保 育 園	27	14	28	21	90
中央 保 育 園	35	29	33	35	132
南 保 育 園	16	13	6	12	47
合 計	78	56	67	68	269



豊丘村キャラクター
「だんQくん」

広報とよおか 2018.3
■通巻324号

●人の動き● H30. 2. 1現在(前月比)

人 口 : 6,759人 (-3) 住民異動届(1月中)
男 : 3,353人 (+3) 転入 : 10人 転出 : 8人
女 : 3,406人 (-6) 出生 : 3人 死亡 : 8人
世 帯 : 2,140戸 (+1)

●編集・発行●

豊丘村役場 総務課 企画財政係
〒399-3295 長野県下伊那郡豊丘村大字神稲3120番地
電話 0265-35-3311(代表) / FAX 0265-35-9065
ホームページ <http://www.vill.nagano-toyooka.lg.jp>
電子メール info@vill.nagano-toyooka.lg.jp



豊丘村ロゴマーク

■印刷/龍共印刷(株)

